

平成 21 年 11 月 18 日  
日本玩具協会

食品衛生法・品目登録制度の「質疑応答」（平成 21 年 11 月 18 日通知(2)）

1. 品目登録制度に関し、11 月 9 日、東京（お台場 TFT ビル）においてパネル形式で「第 3 回説明会」を開催致しました。（東京検疫所、登録検査機関協会、日玩協・判定会議がパネリストとして参加）

上記説明会の「質疑応答」を「ST マーク使用許諾契約企業向けホームページ」に掲載しました。

（上記説明会の後に、11 月 11 日付で厚生労働省通知が出ていますので、それを踏まえて質疑応答の内容を簡素化しています。）

（11 月 11 日付厚労省通知については、本日付 S T マーク許諾契約者向け通知（1）を参照。）

<http://www.toys.or.jp/st/index.html>

2. 説明会の質疑応答を踏まえて、東京検疫所と厚生労働省が調整し、質疑応答の内容が一部変更されています。

- (1) バスケットコード（ナンバー）を記入しての品目登録申請について

東京検疫所より「（製造者についてコードが登録されていないため）、製造者コードにバスケットコード（ナンバー）を記入して品目登録申請した場合に、製造者コードが新たに付与されたときは、申請者が自分で品目登録要請書を訂正・書換えすることになる」、「その場合、申請の順番は最後尾に並び直す（振出しに戻る）ことになる」旨の説明がありました。

これについては、「検疫所において、（品目登録要請書の「製造者コード」の記載を）、新たに付与された製造者コード(番号)に書き換えるので、申請者は（自分で製造者コードを書き換え）品目登録の再申請をする必要はない」とのことです。つきましては、当該事項に関連した質疑部分について、適宜、説明会での回答内容を修正してあります。

（「事前登録分」の「問 1」・「問 4」、「当日受付分」の「問 6」・「問 7」）

- (2) 他社の試験成績書の品目登録への使用について

他の者の試験成績書について、その者の承諾書があることを条件に、別の者が品目登録要請書を提出し、登録が認められます。

（「事前登録分」の「問 3」、「当日受付分」の「問 1」）

3. 現在、東京検疫所・大阪検疫所に品目登録要請が集中し、その他の検疫所は要請が少ない状況にあります。

本年一杯で先行サンプル制度が廃止されるため、品目登録要請が急増することが予想されますが、他の検疫所（例えば横浜検疫所など）で品目登録要請し、輸入届出は東京・大阪検疫所で行うことも可能です。